

○栃木県防災館設置及び管理条例

平成四年六月十二日
栃木県条例第二十五号

栃木県防災館設置及び管理条例をここに公布する。

栃木県防災館設置及び管理条例

(設置)

第一条 県民の防災意識の高揚及び防災知識の普及を図り、もって安全な環境の確保に資するため、栃木県防災館(以下「防災館」という。)を宇都宮市に設置する。

(平六条例二三・平一九条例一・一部改正)

(事業)

第二条 防災館は、次に掲げる事業を行う。

- 一 防災に関する教育及び訓練に関すること。
- 二 防災に関する資料の展示に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業

(平二〇条例三一・一部改正)

(休館日及び利用時間)

第三条 防災館の休館日及び利用時間は、規則で定める。

(平二〇条例三一・追加)

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、防災館の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平二〇条例三一・追加)

(業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 防災館の施設の維持管理に関すること。
- 二 防災館の運営に関すること。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(平二〇条例三一・追加)

(規則への委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、防災館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二〇条例三一・旧第三条繰下)

附 則

- 1 この条例は、平成四年十月一日から施行する。
- 2 防災館は、規則で定める日から利用に供するものとする。
(平成四年規則第四七号で平成四年一〇月一七日から施行)

附 則(平成六年条例第二三号)

この条例中、第一条の規定(栃木県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例別表栃木県宇都宮東警察署の項の改正規定に限る。)並びに第二条、第三条、第五条及び第六条の規定は平成六年七月一日から、その他の規定は同年十月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第一号)

この条例は、平成十九年三月三十一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第三一号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。